

平成18年度 佐渡市各会計 決算および各基金の 運用状況の審査結果

佐渡市監査委員は、平成19年6月27日から8月10日にかけて平成18年度一般会計および13特別会計歳入歳出決算および各基金の運用状況について審査を実施し、市長に意見書を提出しました。その結果の概要についてお知らせします。

佐渡市監査委員 清水 一次
佐渡市監査委員 本間 勇作

審査の結果

各会計の歳入歳出決算及び付属資料等は、関係法令に準拠して作成され、計数及び予算の執行はおおむね適正に処理されていると認めた。なお、審査の概要及び意見は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入合計額は768億1242万6千円となつてい

る。自主財源でみると市税の調定額61億4708万2千円に対し収入未済額は8.6%の5億2596万7千円を計上、その他自主財源及び特

別会計の収入未済額を合わせると8億6960万2千円となり、前年度と比較すると率で21.6%、1億5446万9千円増加、調定額に占める割合は6.7%にもなっている。自主財源の安定的な確保と、市民の税負担等の公平性の堅持からも、市税並びに使用料及び負担金等の普段からの未納防止と滞納整理に努力されたい。特に入湯税は預り金であり、滞納が発生してはならない。

一般会計および特別会計における使用料や負担金等の収入未済額のうち5年以上経過しているものは、清掃手数料では6人2万2千円、公営住宅使用料は18人273万2千円、下水道使用料で160件50万6千円、下水道受益者負担金・分担金で96人1100万6千円である。受益者公平の原則からもその対応を即検討されたい。

下水道特別会計における歳入総額に占める自主財源の割合は11.8%と改善されているものの、きわめて低い状況である。また、水洗化率は48.1%であり今後とも水洗化率の向上のための啓蒙普及を図り、自主財源の確保に努力されたい。

平成18年度に統一された「上下水道料金システム」に基づき、8月請求分より水道会計使用料、下水道使用料及び簡易水道使用料の徴収を企業会計でおこなっているが、本来企業会計と特別会計は関係法令により組織や制度

並びに事務処理の方法が異なるものである。その違いが整理されずに、出納整理期間中に納入された下水道使用料30万9867円と簡易水道使用料及び手数料21万5939円が水道企業会計の預り金として処理されており、下水道、簡易水道それぞれの平成18年度特別会計決算で未納扱いとなつているのは好ましくない。

一般会計及び特別会計を合わせた翌年度への繰越額は前年度対比で約1億9420万円減少しているが、予算総額に対する繰越額の割合は3.9%と変わらない。年度内における予算の計画的・効率的執行に努力されたい。

一部に組織機構の不具合が見受けられ、特に企業会計との関連及び行政委員会の兼務に問題があると思考される。法の主旨、県内の状況等を参考に勘案し適正な組織機構を考慮されたい。

生活交通確保対策運行費補助金として1億8798万9千円支出しているが、佐渡としての公的交通体系と自家用交通体系のあり方等の調査研究はもろろんのこと、バスの運行状態の調査と実態把握をされ、効果のある交通施策を検討されたい。

工事管理課において執行した請負工事464件の入札平均落札率は95.04%である。随時監査における工事監査4件では、島内業者と島外業者の落札率は数ポイントの差があった。より一層競争原理の働く入札方法を検討し採用されたい。

合併前の企業誘致時に行政が敷地確保のため債権者と債務者の仲立ちをし、その土地賃貸料を一般会計を経由して歳入歳出をしている事例が見受けられる。適正でないので早急に解消に努められたい。

新穂地区最終処分場における水処理施設用地等の賃貸借契約書に記載の番地は佐渡市旧新穂村有林野条例第3条第2項(別表)では「新穂青木使用地」となっているが民法第263条(共有の性質を有する入会権)、地方自治法第238条の6(旧慣による公有財産の使用)の法律に基づき、「新穂瓜生屋の使用地」として旧来より定められていたものであり、現条例は不適正である。

よつて、平成16年3月1日現条例が施行された日以降、平成16年4月1日付けで佐渡市長職務代理人と新穂瓜生屋区長と取り交わした土地賃貸借契約書の締結は従前からの契約更新であり、契約に基づく使用料の支払いは可とするものであるが、前述の旧新穂村有林野条例の表現には、数多く不適正な部分が見受けられるので改正されたい。

財産管理については適正な利活用を指摘してきたところであり、新市への合併並びに小中学校の統廃合等により不要となった動不動産及び備品等について引き続き処分促進に努力されたい。

指定管理者制度により54施設を19団体に委託運用している。佐渡市として公平で適正な運用管理を指導監督されたい。

旧佐渡鉦山施設、長谷寺、本光寺が 新たに登録有形文化財(建造物)に!



旧佐渡鉦山大立竪坑槽

国の文化審議会は、このたび、全国208件の建造物を登録有形文化財にするよう答申を出しました。佐渡市では、世界遺産登録を目指している佐渡金銀山の旧佐渡鉦山施設5件、畑野地区の長谷寺9件、佐和田地区の本光寺4件が新たに登録有形文化財となります。

これで佐渡市内の登録有形文化財の数はあわせて60件となりました。

【答申が出された物件】

- | | | |
|---|--|-------------------------------|
| ○佐渡鉦山
(佐渡市下相川、
株式会社ゴールデン佐渡) | ○長谷寺
(佐渡市長谷、
宗教法人長谷寺) | ○本光寺
(佐渡市沢根籠町、
宗教法人本光寺) |
| ①旧佐渡鉦山 大立竪坑槽
<small>おおだてたてこうやくら</small> | ①長谷寺 本堂
<small>くくり</small> | ①本光寺 本堂 |
| ②旧佐渡鉦山 大立竪坑捲揚室
<small>おおだてたてこうまきあげしつ</small> | ②長谷寺 庫裏
<small>くら</small> | ②本光寺 鐘楼 |
| ③旧佐渡鉦山 道遊坑
<small>どうゆうこう</small> | ③長谷寺 護摩堂
<small>ごまどう</small> | ③本光寺 大門 |
| ④旧佐渡鉦山 間ノ山下アーチ橋
<small>あい やまし</small> | ④長谷寺 鐘堂 | ④本光寺 堀 |
| ⑤旧佐渡鉦山 間ノ山上アーチ橋
<small>あい やまかみ</small> | ⑤長谷寺 廻廊および札所
<small>かいろう および ふだしよ</small> | |
| | ⑥長谷寺 中之蔵
<small>なかのくら</small> | |
| | ⑦長谷寺 米蔵
<small>こめくら</small> | |
| | ⑧長谷寺 寺務所
<small>じむじょ</small> | |
| | ⑨長谷寺 味噌蔵
<small>みそくら</small> | |



長谷寺本堂



本光寺本堂

【年金だより】 社会保険庁から「ねんきん特別便」が届いた方にお知らせします

「ねんきん特別便」は、すべての被保険者および年金受給者の方に平成19年12月から平成20年10月までを目途に順次送付されるものです。3月までに届いた方はご自身の基礎年金番号に結びついていないと思われる記録がある方です。同封の加入記録を十分に確認していただき、記録訂正の有無を回答してください。

○記録が漏れている可能性がある加入記録の例

基礎年金番号	1234-567890	生年月日	昭和17年1月15日		
番号	加入制度	お勤め先の名称 または共済組合名等	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
1	国年	国民年金	昭和 37.1.14	昭和 39.4.1	27
2	厚年	東京株式会社	昭和 39.4.1	昭和 43.1.1	45
3	厚年	株式会社ニイガタ	昭和 45.4.1	昭和 53.7.1	99
4	国年	国民年金	昭和 53.7.1	昭和 54.1.1	6

2番目の「東京株式会社」の資格喪失年月日と3番目「株式会社ニイガタ」の資格取得年月日がつながっていませんので、記録が漏れている可能性があります。

「ねんきん特別便」に関するご質問・お問い合わせ

ねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570-058-555

「ねんきん特別便」のための臨時相談窓口

1月29日(火) 受付午前9時～午後2時30分 トキのむら元気館

定例社会保険事務相談所(年金相談等)

トキのむら元気館(新穂瓜生屋362番地1)

1月16日(水) 受付 午後1時30分～3時30分

1月17日(木) 受付 午前9時～11時

2月20日(水) 受付 午後1時30分～3時30分

2月21日(木) 受付 午前9時～11時

◆お問い合わせ

新潟西社会保険事務所

☎025-225-3001

ねんきんダイヤル

☎0120-657830 ☎0570-05-1165

市役所 市民課(国保年金係) ☎63-5112

または各支所市民課(国民年金担当係)